

1 相談体制に関する協議会での主な意見

- 区の相談窓口には、身体障害の方の相談が多く、知的障害や精神障害の方々の相談が少ない。
- 知的障害の方は、差別的な取り扱いをされたり、合理的配慮の不提供があっても、自らそれを認知する力が弱い方がいる。また、合理的配慮の提供を申し出ることが難しい方、不快なことがあっても「こういうことをされた」と訴えることが難しい方がいる。
- 身近な相談者が、差別に気づいてあげられる体制ができるとよい。
- 地域の相談支援事業所から相談事例等を吸い上げ、区の相談窓口につなぐことは考えられないか。
- 協議会と区の相談窓口と地域の相談支援事業所等が連携し、重層的な相談体制ができるとよいのではないか。

2 実務者会議での協議

協議会での意見をもとに、差別的な取り扱いをされたり合理的配慮の不提供があっても、それを認知する力が弱く、訴えることができない方を、相談窓口につなぐ仕組み等について検討した。

- 身近な相談者として、相談支援事業所、障害者相談員が把握した差別に関する相談を、区の窓口につなぐことは検討できないか。
⇒相談員自身も迷いながら対応している。内閣府の事例集などを活用し、よい事例を発信していくことも、必要ではないか。
- 相談事例の共有が非常に重要。区が対応した相談の内訳と対応した結果等について共有し、事例の検証をする機会を設けたい。
⇒具体的な相談事例を蓄積し共有するため、地域の相談支援事業所向けに、障害を理由とする差別に関する相談事例に関する調査を行う。

3 重層的な相談体制

【障害者相談員】

障害者の生活等の相談に応じ、助言などを行う身近な相談先となっている。

【相談支援事業所】

計画相談を通して障害者の生活等を支援している。

障害者相談員および相談支援事業所に寄せられた相談から、必要に応じて区の相談窓口につなぐ体制を構築。

